

（宛先）三条市長

新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付申請書兼実績報告書

申請者	現住所	〒 ー
	電話番号	()
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	メールアドレス	

新潟県移住・就業支援事業における移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり申請し、及び実績を報告します。

また、交付要件の確認に際し、本市における住民票、市税の納付状況等の情報について、市が公簿で確認することに同意します。

記

1 支援金の内容（該当する項目に☑を記入してください。）

単身・世帯	<input type="checkbox"/> 単身	<input type="checkbox"/> 2人以上の世帯		
移住支援金の種類	<input type="checkbox"/> 就業	<input type="checkbox"/> 起業	<input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 関係人口
2人以上の世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (申請者は含まない。)				人
うち4月1日において18歳未満の者の人数				人

2 各種確認事項（該当する項目に☑を記入してください。）

別記1「新潟県移住・就業支援事業における移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 誓約する	<input type="checkbox"/> 誓約しない	
別記2「新潟県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない	
申請日から5年以上継続して、三条市に居住する意思について	<input type="checkbox"/> 意思がある	<input type="checkbox"/> 意思がない	
(2人以上の世帯の場合は世帯員全てが)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	<input type="checkbox"/> 関係を有しない	<input type="checkbox"/> 関係を有する	
就業の場合のみ	申請日から5年以上継続して、就業先に勤務する意思について	<input type="checkbox"/> 意思がある	<input type="checkbox"/> 意思がない
	就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係が3親等以内の親族ではないことについて	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当する

ウ テレワークの場合 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの

(ア)雇用されている場合 所属先企業等の就業証明書(様式第2号の2)

(イ)法人経営者の場合 就業時間証明書(様式第2号の3)

(ウ)個人事業主又はフリーランスの場合 就業時間証明書(様式第2号の3)、業務委託契約書等(申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)、開業届の写し又は確定申告書の写し及び申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入に係る状況を含む。)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書の写しをもって当該書類に代えることができる。)

エ 関係人口の場合 農林水産業又は家業への就業が確認できると市長が認める書類

【東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合に必要となる書類】

<雇用されていた者>

(4) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類。就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票も可とする。)

(5) 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)(東京23区以外の東京圏から東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合において、当該通学期間を通算することにより移住元の要件を満たす場合に限る。)

<法人経営者、個人事業主又はフリーランス>

(6) 履歴事項全部証明書又は開業届の写し等(移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類とする。)

7 補助金の振込先

金融機関名				支店名	本店・()支店		
金融機関コード				支店コード			
預金種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義							
ゆうちょ銀行	記号			番号			
	1		0				
フリガナ							
口座名義							